

令和2年5月1日

## 松田町立学校における携帯電話等の取扱い及び指導等に係る基本方針

松田町教育委員会

児童・生徒の携帯電話やスマートフォン（以下「携帯電話等」という。）、インターネットの利用が急速に拡大する中、学校現場で様々な問題が発生している。松田町教育委員会ではこれらの問題を児童・生徒指導上の大きな課題と捉えている。

については、平成25年11月7日付け「松田町立学校における携帯電話の取扱い及び指導等に係る基本方針」の内容を改めて確認（一部追加）する。各学校においては、携帯電話等の安全・安心な利用について、指導方針を再度明確化し、児童・生徒・保護者への指導、周知を行うこと。

### 1 学校における携帯電話等の取扱いについて

- (1) 学校は原則として携帯電話等の学校への持ち込みを禁止し、校内で使用させない指導を徹底すること。
- (2) 学校はPTAなどと協働して、各学校や地域の実態に応じて策定した基本方針を再度確認し、「携帯電話等取扱いのルール」の指導や対応を徹底すること。

### 2 学校における情報モラル教育の推進について

- (1) 学校は公共の場や歩行中、自転車運転中などにおける携帯電話等の使用や有害情報に対する適切な対応など、情報モラル教育のより一層の推進を図ること。
- (2) 学校は、学級指導等で情報モラル教育に係る取組や「ネット上のいじめ」に対する取組など、様々な機会を捉えて行うこと。
- (3) 学校はいわゆるネット上のトラブルの未然防止に努めるとともに、組織として犯罪被害、加害、依存などの実態を把握し、家庭や地域と連携した取組を推進すること。また、不適切な書き込みが発見された場合の「削除依頼」などの対応方法を学校組織として共有すること。

### 3 家庭に対する働きかけについて

- (1) 携帯電話等の問題については、学校だけでなく、家庭や地域の協力が重要であり、家庭における携帯電話等の利用に関するルールづくりやフィルタリングの設定などについて、学校と家庭が連携した取組を進めること。
- (2) 家庭は子どもの携帯電話等の所持については、その是非を十分に理解し、携帯電話等を持たせる場合には、保護者はトラブル防止などについての第一義的な責任があることを認識すること。

### 4 松田町教育委員会の取組について

- (1) 子どもを携帯電話等やインターネットを巡るトラブルから守る取組について、家庭・学校・地域のそれぞれの取組を支援すること。
- (2) 各学校が行う「携帯電話等取扱いのルール」の確認、情報モラル教育の推進、携帯電話等やインターネットを巡るトラブルの防止及びトラブル発生時の対応方法の充実などについて、学校の取組が推進されるよう指導、支援などを行うこと。
- (3) 各種団体などが行う携帯電話等やインターネットを巡るトラブル防止のための啓発活動がより活発に行われるよう支援すること。